

令和5年度 成年後見制度利用促進事業 支援者向け研修会（初級編）開催要項

主催：前橋市・前橋市社会福祉協議会

1 目的

平成28年に施行された「成年後見制度利用促進法」に基づき、平成29年には利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善等をポイントとした基本計画が閣議決定されました。その基本計画に則り、本市では、令和3年10月に、制度利用促進に必要とされる関係団体のネットワークの核を担う「中核機関（あんしんサポートまえばし）」が設置となりました。

昨年度より基本計画の二期目となり、より利用者がメリットを実感できる制度の見直しや意思決定支援、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの充実等が求められています。

本研修では、医療、高齢者・障害者サービス、その他さまざまな生活上の問題に関する相談に、身近な「支援者」として対応しておられる皆様を対象に、成年後見制度への理解をより深め実務にいかしていただくことを目的として開催します。

2 日時 令和5年9月21日（木）13時00分～16時10分

※休憩を含みます

3 参加対象 地域包括支援センター職員、相談支援事業所職員、社会福祉課 CW
病院相談員、居宅介護支援事業所 CM、障害福祉サービス事業所

4 会場 前橋市総合福祉センター2階 文化教養室

（前橋市日吉町二丁目17-10）

※講義1「成年後見制度について」のみ受講希望される場合は、
会場ではなく zoom での参加になります。

5 内容 講義・グループワーク（裏面プログラムをご確認ください）

6 定員 会場40名

（※講義1のみ zoom での受講は50名）

7 申込方法 前橋市社会福祉協議会ホームページの「お知らせ」もしくは「生活・経済
支援のこと」→「権利擁護」→「成年後見制度（あんしんサポートまえばし）」
の Google フォームからお申込みください。

<https://www.mae-shakyo.or.jp/>

※申込み受付期間 令和5年8月28日（月）～9月7日（木）

定員超過の際は、調整させていただきます。

受講の可否につきましては、9/12（火）までにメールにて
ご連絡いたします。

8 プログラム

時 間	内 容	講 師
① 講義 13:00～14:30	「成年後見制度について」 〔ねらい〕 法定後見制度・任意後見制度の概要について理解し、 本人や親族に制度説明するための基礎知識をみにつける。	日本司法支援センター法テラス 群馬法律事務所 弁護士 狩野雅史氏
② 講義・グループワーク 14:40～16:10	「成年後見制度利用に際して 支援者のかかわりを理解するために」 〔ねらい〕 本人の権利擁護支援において、支援者として、どのように関わり支えていくのか事例をとおして理解する。	ばあとなあ群馬 内山恵子氏

※R4年度に実施したものと同様の内容になります

◇zoom で参加に当たっての注意事項◇

- ・講義 1 は、講義形式の研修になりますので、1 台の PC 等で複数人の参加も可能です。
- ・zoom ミーティングへの参加が初めての方は以下 URL から接続テストを行ってください。
【zoom テスト】 <http://zoom.us/test>
- ・zoom の操作方法は、zoom ヘルプセンターでご確認ください。
【zoom ヘルプセンター】 <http://support.zoom.us/hc/ja>

<研修についてのお問い合わせ先>

前橋市社会福祉協議会 生活支援課 生活支援係 担当：山口、高村、北川
前橋市日吉町二丁目17-10
TEL027-237-1261 / FAX027-219-0337
seikatsushien@mae-shakyo.or.jp